

選 択 約 款
(JEPX 連動型プラン特約)

中 央 電 力 エ ナ ジ ー 株 式 会 社

2 0 2 3 年 7 月 1 日 実 施

1 対象となるお客さま

- (1) この選択約款（JEPX 連動型プラン特約）（以下「この選択約款」といいます。）は、当社の電気需給約款〔高圧・特別高圧〕（以下、「需給約款」といいます。）にもとづき、需給約款等にて規定される需給契約（以下「需給契約」といいます。）に付加して適用する特約を定めるものです。
- (2) この選択約款は、需給約款等の適用を受けるお客さまであって、この選択約款における特約の適用を希望し、当社との協議が調ったお客さまに適用いたします。

2 特約

この選択約款における特約は、JEPX 連動型プラン特約といたします。

3 特約の内容

- (1) この選択約款の適用を受ける需給契約において電力量料金単価は4（補正後平均市場価格の算定）で定める補正後平均市場価格とし、電力量料金はその1月の使用電力量に補正後平均市場価格を乗じて算定いたします。この場合、電力量料金には、別表9（燃料費等調整）にて算定される燃料費等調整額を差し引きせず、また加えません。
- (2) この選択約款の適用を受ける需給契約において料金は基本料金、電力量料金、需給約款の別表4（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、および5（容量拠出金調整額の算定および通知）で定める容量拠出金調整額の合計といたします。

4 補正後平均市場価格の算定

- (1) 1キロワット時あたりの平均市場価格は、翌日取引を行なうための卸電力取引市場における各平均市場価格算定期間の商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）ごとの売買取引における価格（売買取引に係る電力の受渡しに連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして各需要場所が属する供給区域において売買取引を行なうものに限り、）の合計を、各平均市場価格算定期間における商品の数により除した額といたします。なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 損失率は、各一般送配電事業者が託送供給等約款においてそれぞれ定める値とし、当社は需要場所毎に当該需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める値を適用いたします。
- (3) 託送料金率は、各一般送配電事業者が託送供給等約款においてそれぞれ電圧区分毎に定める標準接続送電サービスの電力量料金単価に託送供給等約款別表5（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を差し引き、または加算したものと、当社は需要場所毎に当該需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める値を電圧区分毎に適用いたします。
- (4) 1キロワット時あたりの補正後平均市場価格は、次の算式によって算定された値といたします。なお、補正後平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

補正後平均市場価格 = (1)によって算定された平均市場価格 (消費税等相当額を加えたものといたします。) $\times \frac{1}{1 - (2)の損失率}$ + (3)の託送料金率

(5) 各平均市場価格算定期間の補正後平均市場価格は、その平均市場価格算定期間に対応する補正後平均市場価格適用期間に使用される電気に適用いたします。

イ 各平均市場価格算定期間に対応する補正後平均市場価格適用期間はロの場合を除き、次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間	補正後平均市場価格適用期間
毎年1月1日から1月31日までの期間	その年の1月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から2月28日までの期間(閏年となる場合は、2月29日までの期間)	その年の2月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から3月31日までの期間	その年の3月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から4月30日までの期間	その年の4月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から5月31日までの期間	その年の5月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から6月30日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から7月31日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から8月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から9月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から10月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から11月30日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の12月31日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等

- ロ 記録型計量器により計量する場合で、毎月初日以外の日付で定例的に計量される場合、各平均市場価格算定期間に対応する補正後平均市場価格適用期間は次のとおりといたします。なお、計量日以外の日付での解約等の事情により、毎月の定例的な計量日以外の日付で計量された場合においても同様に次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間	補正後平均市場価格適用期間
毎年1月1日から1月31日までの期間	その年の2月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から2月28日までの期間(閏年となる場合は、2月29日までの期間)	その年の3月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から3月31日までの期間	その年の4月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から4月30日までの期間	その年の5月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から5月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から6月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から7月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から8月31日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から9月30日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から10月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から11月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の12月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等

5 容量拠出金調整額の算定および通知

- (1) 当社は、電力広域的運営推進機関より平均市場価格算定期間として対象となる月（以下、「算定対象月」といいます。）分として当社に請求される見込みの容量拠出金のうち、この選択約款適用対

象分をお客さまの算定対象月以前の契約電力を用いて概算し算出した金額を、契約電力 1kW あたりの単価（以下、「容量拠出金調整概算単価」といいます。）として設定したうえで、容量拠出金調整概算単価にお客さまの算定対象月に対応した補正後平均市場価格適用期間の契約電力値を乗じて算定した金額を、容量拠出金調整概算額として請求いたします。なお、当社が算定対象月分として算定した容量拠出金調整概算額と、実際に電力広域的運営推進機関より請求された当該算定対象月分の容量拠出金のうち、この選択約款適用対象分を、お客さまの当該算定対象月分の契約電力を用いて算出した金額との間に差異があった場合には、その差異をこの選択約款適用対象分の契約電力の合計で除した 1kW あたりの精算単価（以下、「精算単価」といいます。）として、当該差異が確定した時点で精算が可能な月の料金において、精算いたします。この場合、お客さまには当月の容量拠出金調整概算単価と精算単価を合算した 1kW あたりの単価（以下、「容量拠出金調整単価」といいます。）に当月の契約電力値を乗じた金額（以下、「容量拠出金調整額」といいます。）を請求いたします。なお、精算が不要となった場合、容量拠出金調整概算単価を容量拠出金調整単価とし、同様に当月の契約電力値を乗じて容量拠出金調整概算額を容量拠出金調整額として請求いたします。

- (2) 前項により算定された容量拠出金調整単価は事前に当社 WEB ページなどを通じてお客さまに通知いたします。
- (3) お客さまが新しく需給契約を開始した場合、供給開始日の属する月において発生した容量拠出金調整概算額の精算額を含んだ金額で請求いたします。
- (4) 需給契約が終了した場合、供給終了日の属する月の請求にて行われる精算を行った以降に発生する容量拠出金調整額の精算額については請求いたしません。

6 特約の成立および適用期間

- (1) 特約は、お客さまが 2（特約）に定める特約の適用を当社所定の様式により当社に申し込み、これを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 特約の適用開始日は、供給開始日といたします。
- (3) 特約の適用期間は、開始日から需給契約の終了日までといたします。

7 特約の廃止

需給契約が消滅したときは、当該需給契約の消滅日をもって、特約の適用を廃止いたします。

8 提供の中止等

当社は、天災地変、戦争、法令の制定または改廃、制度変更、取引環境の変化その他当社の責めによらない事由により特約の全部または一部の履行が困難となった場合は、当該特約の変更、提供を中止または終了する場合があります。この場合には、当社は対象となるお客さまに対し、特約の提供を中止または終了する日を当社が適当と認める方法により事前にお知らせいたします。また、当社は、これによりお客さまが受けた損害について、賠償の責めを負いません。

9 その他

- (1) この選択約款に定める事項は、需給契約とあわせて需給契約の一部を構成するものいたします。
- (2) この選択約款に定める事項について、需給約款等に異なる定めがある場合は、当該事項については、需給約款等によらず、この選択約款によるものとし、この選択約款に定めのない事項（この選択約款の変更ならびにこの選択約款の変更にもなう供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付に関する事項を含みます。）については、需給約款等によるものいたします。この場合、当該定めのない事項に需給約款等を適用するにあたっては、需給約款等のうち「この需給約款」とあるのは、「この需給約款および選択約款」と読み替えるものいたします。

附 則

1 この選択約款の実施期日

この選択約款は、2023年7月1日から実施いたします。